

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平群町は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民年金関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

評価実施機関名

平群町長

公表日

令和7年2月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	・国民年金に関する法律及び条例に基づき、国民年金の年金事務所の異動報告や連携業務として所得調査等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民年金に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①異動内容の届出。 ②免除申請書、学生納付特例申請の発行。 ③被保険者台帳の照会・異動。 ④年金受給者台帳の照会・異動。
③システムの名称	国民年金システム・団体内統合宛名
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表46項、別表128項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務防災課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康保険課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う、やむを得ず住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行う、など「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)に従い、複数人での確認を徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分おこなっている。 ○複数人での確認をおこなう事例 ・提供された本人情報のデータベース上への登録 ・鍵付きキャビネットでの書類保管 ・文書保存年限経過後の書類廃棄	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I－1－②事務の概要	・国民年金に関する法律及び条例に基づき、国民年金の年金事務所の異動報告や連携業務として所得調査等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民年金に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。(別添1を参照) ①異動内容の届出。 ②免除申請書、学生納付特例申請の発行。 ④被保険者台帳の照会・異動。 ⑤年金受給者台帳の照会・異動。	・国民年金に関する法律及び条例に基づき、国民年金の年金事務所の異動報告や連携業務として所得調査等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民年金に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①異動内容の届出。 ②免除申請書、学生納付特例申請の発行。 ③被保険者台帳の照会・異動。 ④年金受給者台帳の照会・異動。	事後	内容見直しによる一部記載変更
令和1年6月1日	I－4－①実施の有無	実施する	実施しない	事後	内容見直しによる変更
令和1年6月1日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の47の項	－	事後	内容見直しによる変更
令和1年6月1日	I－7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	平群町長	総務防災課	事後	内容見直しによる変更
令和1年6月1日	I－8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	平群町 総務防災課	健康保険課	事後	内容見直しによる変更
令和1年6月1日	Ⅱ－1対象人数－いつ時点の計数か	平成26年3月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	内容見直しによる変更
令和1年6月1日	Ⅱ－2取扱者数－いつ時点の計数か	平成26年11月28日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	内容見直しによる変更
令和1年6月1日	Ⅳリスク対策	－	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和7年2月3日	I－1－③システムの名称	国民年金システム・中間サーバ・団体内統合宛名	国民年金システム・団体内統合宛名	事後	内容見直しによる変更
令和7年2月3日	I－3個人番号の利用-法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表46項、別表128項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第68条の2	事後	内容見直しによる変更
令和7年2月3日	Ⅱ－1対象人数－いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	内容見直しによる変更
令和7年2月3日	Ⅱ－2取扱者数－いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	内容見直しによる変更
令和7年2月3日	Ⅳ－8人手を介在させる作業	－	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和7年2月3日	Ⅳ－11最も優先度が高いと考えられる対策	－	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加